



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例（財政課） 3
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） 4
- 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課） 10

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

- 1 沖縄県使用料及び手数料条例の一部改正関係<第1条>
 - (1) 保健所使用料の額を、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）により算出した額の8割に相当する額とすることとした。（別表第1関係）
 - (2) へき地巡回手数料を、診療報酬の算定方法により算出した額に相当する額とすることとした。（別表第2関係）
- 2 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部改正関係<第2条>
 病院等の使用料の額を、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）の規定により算定した額とすることとした。（第10条第2項第1号及び第2号関係）
- 3 精神保健指定医の実費弁償及び報酬支給条例の一部改正<第3条>
 実費弁償の額のうち、診察に必要な諸検査については、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）の規定により算定した額とすることとした。（第2条関係）
- 4 沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正<第4条>
 沖縄県立総合精神保健福祉センターの使用料の額を、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）により算定した額とすることとした。（第5条関係）
- 5 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例

- 1 地方税法及び法人税法の一部改正に伴い、資本等の金額を資本金等の額に改めることとした。（第42条第1項の表及び同条第4項、第46条第1項第1号イ及び同条第2項、第47条第1号イ、第49条第1項第1号イ、同条第4項及び同項第1号イ、第50条並びに附則第23項及び第24項関係）
- 2 保険業法の改正に伴い、同法に新たに規定された少額短期保険業について、生命保険業及び損害保険業と同様に収入金課税方式とすることとした。（第46条第1項第3号、第47条第3号、第48条第1項第1号並びに第49条第1項及び第3項関係）
- 3 道路運送車両法に規定する移転登録に伴い課税される自動車税の徴収方法について、証紙徴収から普

通徴収に変更することとした。(第143条第2項及び第3項関係)

- 4 不動産取得税の税率を4%から3%としている特例措置について次のとおりとすることとした。
 - (1) 住宅及び土地に係る特例措置の適用期限を平成21年3月31日まで延長することとした。(附則第6項及び第7項関係)
 - (2) 住宅以外の家屋に係る特例措置を廃止することとした。ただし、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、税率を3.5%とする経過措置を講ずることとした。(改正附則第6項関係)
- 5 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、適用要件を次のとおり重点化したうえ、2年延長することとした。
 - (1) 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より20%以上燃費性能の良いものについて、取得価額から30万円を控除することとした。(附則第16項関係)
 - (2) 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より10%以上燃費性能の良いものについて、取得価額から15万円を控除することとした。(附則第17項関係)
- 6 車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって平成27年度を目標とした重量車燃費基準を満たすもの(以下「低燃費トラック等」という。)であり、かつ、排出ガス性能の良いものについて、当該自動車の取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときは次のとおり特例措置を講ずることとした。
 - (1) 低燃費トラック等で、平成17年自動車排出ガス規制に適合したものについて、自動車取得税の税率から100分の1を控除することとした。(附則第19項関係)
 - (2) 低燃費トラック等で、平成17年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年自動車排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものについて、自動車取得税の税率から100分の2を控除することとした。(附則第19項関係)
- 7 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する「自動車税のグリーン化」を軽減対象を重点化し、2年延長することとした。
 - (1) 環境負荷の大きい自動車
新車新規登録から一定の年数を経過した自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)について、その翌年度から次の特例措置を講ずることとした。
 - ア ガソリン車又はLPG車については、新車新規登録年度から14年を経過する年度分から税率を概ね100分の10重課する。(附則第33項第1号関係)
 - イ ディーゼル車については、新車新規登録年度から12年を経過する年度分から税率を概ね100分の10重課する。(附則第33項第2号関係)
 - (2) 環境負荷の小さい自動車
平成18年度及び平成19年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。
 - ア 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率を概ね100分の50軽減することとした。(附則第34項関係)
 - イ 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より10%以上燃費性能の良いものについて、税率を概ね100分の25軽減することとした。(附則第36項関係)
- 8 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第34条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」において、減収補てん制度の適用の基準となる基本計画の公表日の期限が2年延長されたことに伴い、当該条例についても不均一課税の適用期限の延長を行うこととした。(第12条関係)
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

条 例

沖縄県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

沖縄県条例第37号

沖縄県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

(沖縄県使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1 保健所使用料の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改める。

別表第2 へき地巡回診療手数料の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準」を「診療報酬の算定方法」に改める。

(沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改め、同項第2号中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第237号）又は老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第253号）」を「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働

省告示第99号) 」に改める。

(精神保健指定医の実費弁償及び報酬支給条例の一部改正)

第3条 精神保健指定医の実費弁償及び報酬支給条例(昭和47年沖縄県条例第106号)の一部を次のように改正する。

第2条中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」に改める。

(沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和49年沖縄県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県条例第38号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第42条第1項の表第1号中「資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額)」を「資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額)」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の

額又は出資金の額」に改め、同表第2号から第4号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第4項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金等の額」に改める。

第46条第1項第1号イ中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同項第3号中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第2項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同条第4項中「この節中法人に関する規定を」を「この節の規定を」に改める。

第47条第1号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第3号中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める。

第48条第1項第1号中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める。

第49条第1項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同項第1号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第3項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第4項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第1号イ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第50条中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第143条第2項中「又は第13条」及び「(法第150条第4項本文の規定に該当するものを除く。)」を削り、同条第3項中「又は第13条」を削る。

附則第6項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「不動産の」を「住宅又は土地の」に改める。

附則第7項中「不動産」を「住宅又は土地」に改める。

附則第13項中「第12条第1項で定めるものの取得」を「第5条第1項で定めるもの」に、「施行規則附則第12条第2項で定めるものの取得又は」を「同条第2項で定めるもの、」に、「若しくは」を「で同条第3項で定めるもの及び」に、「施行規則附則第12条第3項」を「同条第4項」に、「施行規則附則第12条第4項で定めるもの」を「同条第3項で定めるもの(附則第33項から第35項までにおいて「電気自動車等」という。)」に改める。

附則第14項中「第12条の2第1項」を「第12条第1項」に、「第12条の2第2項」を「第12条第2項」に改め、同項第1号中「第12条の2第3項」を「第12条第3項」に改める。

附則第16項及び第17項を次のように改める。

16 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この項、次項、附則第19項及び附則第34項から第37項までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行令附則第10条の2で定めるエネルギー消費効率（次項、附則第19項及び附則第34項から第37項までにおいて「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が施行規則附則第5条の2第1項で定める許容限度（次項及び附則第34項から第37項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則附則第12条の2第1項で定めるものの取得（附則第13項又は第14項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第168条第1項の規定の適用については、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

17 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第12条の2第2項で定めるものの取得（附則第13項、第14項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第168条第1項の規定の適用については、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

附則第18項中「第12条の2の2第4項」を「第12条の2第3項」に改める。

附則第19項を次のように改める。

19 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第12条の2の2第5項で定めるもの（以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第12条の2の2第6項で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取

得（附則第13項、第14項、第16項又は第17項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第169条及び附則第12項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第12項に定める率から100分の1（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で施行規則附則第12条の2の2第7項で定めるものにあつては、100分の2）を控除した率とする。

附則第23項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める。

附則第24項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改める。

附則第33項の表以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる自動車（電気自動車等、バス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第140条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成7年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この号及び次号並びに次項から附則第37項までにおいて「新車新規登録」という。）を受けたもの
新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車
で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

附則第34項の表以外の部分を次のように改める。

電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項で定めるものに対する第140条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合に

あつては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第35項中「優良低燃費車のうち、低窒素酸化物排出許容限度」を「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車で」を「もので」に、「第5条の2第5項」を「第5条の2第4項」に改め、「及び電気自動車等」を削る。

附則第36項の表以外の部分を次のように改める。

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第5項で定めるもの（附則第34項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第140条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第37項中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの」に、「第5条の2第7項」を「第5条の2第6項」に、「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの」に、「第5条の2第8項」を「第5条の2第7項」に改める。

附則に次のように加える。

48 平成18年度分の個人の県民税に限り、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第11条第9項の規定の適用を受ける者に係る当該年度分の県民税に関する申告書の提出期限については、第28条第1項中「3月15日」とあるのは、「平成18年4月30日」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。
- 4 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条に規定する特定保険業についての新条例第46条第1項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項第3号の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる事業とみなす。
- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 6 改正前の沖縄県税条例附則第6項及び第7項の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例附則第6項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」と、「100分の3」とあるのは「100分の3.5」とする。
- 7 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 8 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課

すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県条例第39号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第12条中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9-16 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
-------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------